

令和8年8月診療分から 高額療養費の上限額が変わります

国民健康保険の被保険者

後期高齢者医療の被保険者

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まります。

高額療養費の上限額の変更について

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて上限額が見直しとなります。変更は2段階に分けて実施され、令和9年8月診療分以降も見直しが予定されています。

詳細は厚生労働省
ウェブサイトを
ご参照ください



変更内容

◎国民健康保険加入者(70歳未満)

令和8年7月診療分まで

負担割合	適用区分	月額上限(世帯ごと)	年間上限(世帯ごと)
3割	区分ア	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	—
	区分イ	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	—
	区分ウ	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	—
	区分エ	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉	—
	区分オ	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉	—

令和8年8月診療分から

負担割合	適用区分	月額上限(世帯ごと)	年間上限(世帯ごと)
3割	区分ア	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	1,680,000円
	区分イ	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	1,110,000円
	区分ウ	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	530,000円
	区分エ	61,500円 〈多数回該当:44,400円〉	530,000円(注1)
	区分オ	36,900円 〈多数回該当:24,600円〉	290,000円

(注1) 一定所得以下の場合、410,000円

◎国民健康保険加入者(70歳以上)、および後期高齢者医療加入者

令和8年7月診療分まで

負担割合	適用区分	月額上限 外来(個人ごと)	月額上限 外来+入院(世帯ごと)	年間上限(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ	—	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	—
	現役並みⅡ	—	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	—
	現役並みⅠ	—	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	—
70~74歳 2割	一般(Ⅰ・Ⅱ)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円〈多数回該当:44,400円〉	—
75歳以上 1割(注2)	非課税Ⅱ	8,000円	24,600円	—
	非課税Ⅰ	8,000円	15,000円	—

令和8年8月診療分から

負担割合	適用区分	月額上限 外来(個人ごと)	月額上限 外来+入院(世帯ごと)	年間上限(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ	—	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	1,680,000円
	現役並みⅡ	—	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	1,110,000円
	現役並みⅠ	—	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	530,000円
70~74歳 2割	一般(Ⅰ・Ⅱ)	22,000円(年間上限216,000円)	61,500円〈多数回該当:44,400円〉	530,000円(注3)
75歳以上 1割(注2)	非課税Ⅱ	11,000円(年間上限96,000円)	25,700円〈多数回該当:24,600円〉	290,000円
	非課税Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

(注2) 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の人については2割

(注3) 一定所得以下の場合、410,000円

- 多数回該当は直近12か月以内に3回以上上限額に達した場合に、4回目から適用されます。
- 年間上限における「年間」は8月から翌年7月を指します。
- どの適用区分に該当するかは、マイナポータルや任意記載事項記載の資格確認書でご確認ください。
(電話ではお答えできませんのでご了承ください)

国民健康保険に関すること

国民健康保険 国民健康保険係

TEL077-551-1807 FAX077-553-0250

後期高齢者医療に関すること

国民健康保険 高齢者医療係

TEL077-551-0361 FAX077-553-0250